

～令和7年度建築物耐風対策支援事業のご案内～

## 瓦屋根の耐風改修費用を補助します！

耐風診断の結果、建築基準法の告示基準に適合していないと判定された瓦屋根の建物について、耐風改修に要する費用の一部を補助する制度です。

○対象となる建築物○ 次のすべてに該当するものとします。

1. 市の要綱に基づく耐風診断又は同等の診断を行い、その結果、告示基準に適合しないと判断した建築物
2. 市内のDID地区内にある建築物
3. 令和3年12月31日までに建築された建築物
4. 過去に市の要綱に基づく耐風改修の補助を受けていない建築物

○申請できる方○ 次のすべてに該当する方とします。

1. 改修をする建築物の所有者（相続人を含む。）
2. 所有者が複数いるときは、改修にあたり他の所有者の同意を得ている方
3. 所有者と居住者又は使用者が異なるときは、改修にあたり居住者又は使用者の同意を得ている方
4. 敦賀市税の滞納のない方
5. 同一年度に市の要綱に基づく耐風改修の補助金の交付を受けていない方
6. 暴力団対策法に規定する暴力団員でない方

### 耐風改修工事

【補助金の額】対象工事額の23%（最大55万2千円）

【対象工事額】次のいずれか少ない額を上限とします。

- A. 対象工事に要した額（税抜）
- I. 対象工事にかかる屋根面積に2万4千円を乗じた額（千円未満切捨）
- U. 240万円

【対象工事】

耐風診断の結果、建築基準法の告示基準に適合しないと判定された瓦屋根について、告示基準に適合する屋根への葺き替え等の改修工事

例) ○瓦屋根への葺き替え

○既存瓦屋根への釘・ビス等による補強

○金属屋根（立平葺、瓦棒葺等）への葺き替え

※告示基準に適合する改修であることを施工業者、瓦屋根診断技士等に証明していただく必要があります。

## 申請方法

敦賀市建築物屋根耐風改修支援事業補助金交付申請書（※）に関係書類を添付し、受付期間内に住宅政策課へ提出してください。

※申請書は、住宅政策課窓口にてお受け取りください。ホームページからダウンロードすることも可能です。

## 受付期間

令和7年4月22日（火曜日）から受付開始 ※先着順  
午前8時30分 ～ 午後5時15分  
予算に達し次第、受付終了します。

## 注意事項

- 改修工事の請負契約締結は、交付申請書の提出後に市が発行する補助交付決定通知書を受け取るまでは行わないでください。
- 改修工事は、令和8年2月28日までに完了していただく必要があります。
- 改修工事完了後に、完了実績報告書を提出していただく必要があります。

## お問い合わせ先(申請書提出先)

敦賀市建設部住宅政策課  
〒914-8501  
敦賀市中央町2丁目1番1号（市役所3階）  
TEL：22-8141